

令和5年度 中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

提出書類作成ガイド

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助金を申請される方は、チェックポイントを記載していますのでご活用ください。

令和5年度の申請スケジュール

申請期間最終日必着です。期限を過ぎてからの申請は受付できませんのでご注意ください。
郵送の場合、到達までに時間がかかることがあります。期日に余裕を持ってご提出ください。
領収書等事業者発行書類の提出が間に合わない場合、事前にお知らせの上、申請書等については必ず申請期限内にご提出ください。

利用期間	申請期間	区からの支払時期（予定）
令和6年1月から3月	令和6年3月15日（金）から 令和6年4月12日（金）まで	令和6年5月末頃

提出書類

- (1) 補助金申請書
 - (2) ベビーシッター利用内訳表
 - (3) 補助金請求書
※押印は不要です。
 - (4) 受取口座を確認できる書類（写し）
※口座名義人が申請者と異なる場合は委任状が必要です。
 - (5) ベビーシッター要件証明書
 - (6) 利用明細書（利用日、利用児童名、利用料金の内訳が記載されているもの）
 - (7) 領収書
※領収書に利用日、利用児童名、利用料金の内訳が記載されている場合は省略可能です。
- } 申請者、請求者は領収書の宛名と同一

作成前の確認事項

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	申請児童は、利用日時点において区内在住です。
<input type="checkbox"/>	認可保育所等・幼稚園・認証保育所の在籍はありません。
<input type="checkbox"/>	認証保育所以外の認可外保育施設に在籍して、 <u>保育料に対する補助金（認証保育所等保護者補助金・施設等利用給付）</u> の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）の利用対象ではありません。

チェックがつかない項目があるお子さんはベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助対象外となりますのでご了承ください。

提出時の確認事項

提出書類	確認事項
※共通	領収書記載の保護者氏名で申請書、請求書を作成ください。
補助金申請書	<input type="checkbox"/> 消えるボールペン以外のペンで作成しました。 <input type="checkbox"/> （きょうだいで申請する方のみ）児童1人につき1枚作成しました。
利用内訳表	<input type="checkbox"/> 1時間単位で内訳を記載しました。
補助金請求書	<input type="checkbox"/> 申請書記載の保護者氏名と口座名義人は同一です。
受取口座を確認できる書類	<input type="checkbox"/> 申請者・請求者に記載している保護者名と同一です。 ※口座名義人が申請者と異なる場合は委任状が必要となります。
ベビーシッター要件証明書	<input type="checkbox"/> 派遣されたベビーシッターと相違ありません。
利用明細書	<input type="checkbox"/> 利用児童名・利用日時、利用料金の内訳が記載されています。
利用料の示された領収書	<input type="checkbox"/> 利用明細書がない場合、領収書に利用児童名、利用日時、利用料金の内訳が記載されています。

※誤って記入した場合は、修正液・修正テープを使用せず、取り消し線で訂正してください。

提出方法

各申請締め切り日までに、下記へ郵送または窓口持参をお願いいたします。**締切日必着のため、郵送の場合は期日に余裕を持ってご提出ください。**

【提出先】

〒165-8501

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区役所子育て支援課 子育てサービス係

電話 03-3228-5612